

秋田県公報

目 次

ページ

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(市町村課)……………1
 ○県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)……………1
人事委員会規則
 ○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………1

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 借入物品の名称及び数量
 - (二) 住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等一式
 - (三) 借入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 契約期間
 - (六) 平成二十年二月一日から平成二十五年一月三十一日まで
 - (七) 借入物品の設置場所
 - (八) 別途指定する場所
 - (九) 入札に参加する者に必要な資格
 - (一〇) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (一一) 当該調達契約に係る入札参加資格の確認を受けていること。
 - (一二) 契約条項を示す場所等
 - (一三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並

びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県総務企画部市町村課(電話番号〇一八八六〇一一四二)

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十月二日(火)から同月九日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年十一月十二日(月)午後二時三十分

秋田県庁本庁舎地下一階入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十一条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Equipment Lease Requested:

Lease of network server and other computer devices for the Akita Prefecture Basic Residential Registers (1 group)

2 Lease period:

From February 1, 2008 to January 31, 2013

3 Time-limit of tender: 1:30 P.M. November, 12, 2007

4 Contact point for the notice: Municipal

Affairs Division, Department of General Affairs and Planning, Akita Prefectural

Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1142

平成十九年九月二十一日県営土地改良事業(種地区経営体育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年十月二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一大館市本庁の項中、「主席専門検査員」を削り、「教育委員会」を「会 計 課」に改め、

「幹、課長補佐」を「会 計 課」に改め、

「管理職、課長、主任、主 事に改め、同表大館市出先機関の項中

